

ポーランド週報

(2023年9月21日～2023年9月27日)

令和5年(2023年)10月2日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 映画「グリーン・ボーダー」に関する議論 「ビザ・スキャンダル」に関する世論調査 モラヴィエツキ首相のウクライナへの武器供与停止発言に関する世論調査 ビザ・スキャンダルを巡る動き ブワシュチャク国防大臣の訪米 演習「ルート604」 欧州評議会視察団のポーランド訪問								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 「市民連合」(KO)の議員に対する暴行事件 国境警備隊に新たな巡視船が配備 改正反スパイ法の一部が施行 クラクフ市における夜間アルコール販売禁止の影響 スロバキアとの国境における車両検査の導入 高速道路の死亡事故に関する捜査状況								
経済 2021－2027年EU資金の遅延 対ウクライナ支援の減少 ポーランド対外貿易の増加 8月の失業率5%を維持 ポーランド初の原子力発電所の設計契約に調印 Orlen、横河ヨーロッパと契約								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

映画「グリーン・ボーダー」に関する議論【25日、26日】

アグニェシュカ・ホランド監督の映画「グリーン・ボーダー」が議論を呼んでいる。同映画は、2021年の秋から冬にかけて、ポーランドとベラルーシの国境に滞留していた移民について描いており、ドゥダ大統領、カチンスキ副首相、ジョブロ法相を含むポーランド与党会派の代表者たちから激しく批判されている。

25日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが実施した、「同映画を巡る騒動が、来る議会選挙に及ぼすか」という世論調査の結果を掲載したが、回答者の49.7%が選挙結果には影響がないと考えている。また、この映画がPiSの選挙活動に役立つと答えたのはわずか10.7%であり、16.2%はむしろ野党に有利になると考えている。23%以上がこの点に関して意見を持たない。

また、26日、ジョブロ法相は、訴訟手続が完了するまでホランド監督の作品についてコメントすることを裁判所により禁止された。

「ビザ・スキャンダル」に関する世論調査【26日】

26日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが発表した「ビザ・スキャンダル」に関する世論調査結果を発表した。同結果によると、回答者の約半数(48.6%)がビザ・スキャンダルについて与党陣営全体を非難している。11.2%は、外務省の管理責任を指摘し、20%はこの件について意見がないと

答えた。11.2%はスキャンダルについて聞いたことがないと答えている。与党「法と正義」(PiS)を支持する有権者の55%が、このスキャンダルについてどう思うかわからない、もしくは聞いたことがないと答えている。また、このスキャンダルについて意見も知識もないと答えた、支持政党を決定していない有権者の割合は49%にのぼる。野党支持する有権者のうち69%が与党陣営を非難し、18%が外務省の管理責任を指摘している。

この結果は、ビザ・スキャンダルが支持政党を決定していない有権者にとっては野党を支持する有権者よりも重要ではなく、また、与党PiSの支持者にとってはほとんど重要ではないことを裏付けている、とジェチポスポリタ紙は報じている。

モラヴィエツキ首相のウクライナへの武器供与停止発言に関する世論調査【27日】

27日、世論調査機関IBRISが発表した世論調査結果によると、モラヴィエツキ首相の「ポーランドからウクライナへの武器供与は行わない。」という発言について、ポーランド人の半数近く(47.2%)が肯定的、44.5%が否定的に評価した。モラヴィエツキ首相の発言を肯定的に受け止めたのは、与党「法と正義」(PiS)支持者の71%、まだ支持政党を決定していない有権者の48%、野党を支持する有権者の30%であった。

外交・安全保障

ビザ・スキャンダルを巡る動き【20日、22日、24日、25日】

14日から報道が始まった外務省ビザ行政を巡る汚職の疑い、いわゆる「ビザ・スキャンダル」に関し、20日、ヨハンソン欧州委員はラウ外相に対し書簡を送り、ビザ・スキャンダルの詳細を質した。書簡では、調査対象ビザの件数、ビザの種類などを含む質問が投げられ、10月3日を回答期限と定めていた。これに対し、22日、ポーランド外務省は欧州委員会に回答を送付し、ビザの不正発給の疑いがあるのは268件であると通知した。外務省はまた、調査対象である1年半の間にポーランドは500万件以上の就労ビザを発給しているが、そのうち約80%がウクライナ人とベラルーシ人に対して発給されていることを強調した。さらに、これまでの捜査を踏まえて、ポーランド検察庁が7人を起訴したことも通知している。このようなポーランド政府の回答に対し、同22日、欧州委員会のヒッパ報道官は、「ポーランド政府からの書簡はすべての質問に完全に答えている訳ではないため、さらなる回答を待っている。10月3日までに(すべての回答を)受け取る予定である。」とコメン

トした。

また、24日、ラウ外相はX(旧ツイッター)に、「ショルツ独首相の最新の発言は、1991年にポーランドと独が条約を結び宣言した善隣関係と友好協力の基盤である国家の主権平等の原則に違反している。ドイツ首相の権限は、ポーランドで進行中の訴訟手続きに関係しないことは明らかである。この件に関する発言は、ポーランド内政やポーランドで進行中の選挙キャンペーンに干渉しようとしていることを示している。良好な二国間関係の名において、私はドイツ首相に対し、ポーランドの主権を尊重し、相互関係を損なうような発言を控えるよう訴える。」と投稿した。この投稿の背景には、ショルツ独首相がポーランドに対してビザ・スキャンダルについての説明を求めたことがある。さらに25日、モラヴィエツキ首相は、ショルツ独首相に対し、ポーランドの問題に干渉しないこと、独自身の国境が厳格に管理されているか確認するよう訴えた。

ブワシュチャク国防大臣の訪米【25日】

25日、訪米中のブワシュチャク国防大臣は、ポー

イング社本場で、アパッチ攻撃ヘリコプターに搭載されているレーダーとミサイル誘導システムを整備・修理する能力をポーランドの防衛産業に与えるオフセット協定に署名した。購入した同攻撃ヘリコプターがポーランドに引き渡されるまでは、米陸軍が保管中のヘリコプターをポーランド軍に提供する。同攻撃ヘリコプター96機の購入は、潜在的な侵略者を抑止する能力を効果的に高めることになる。

演習「ルート604」【25日～29日】

25日から29日までの間、ヴァルミンスコ・マズルスキエの県道604号線の一部使用して20年ぶりとなる道路を使用した航空機の離発着訓練が実施され、F-16戦闘機、Mig-29戦闘機及びC-130輸送

機等の航空機が演習に参加した。ポーランドには現在20以上の離着陸可能な道路が存在しており、これらの道路は幅が広く、航空機の駐機場があり補給等が可能である。今回の訓練は、ポーランドがウクライナ戦争から得た教訓の実践であり、戦闘機が基地から独立して活動するためには分散待避がいかに重要かを示している。

欧州評議会視察団のポーランド訪問【27日】

27日、来月15日の来るポーランド議会選挙の適切な監視について準備を行うため、欧州評議会の視察団がポーランドを訪問した。視察団は、公的機関、政党、メディア、市民社会の代表などと面会する予定である。

治 安 等

「市民連合」(KO)の議員に対する暴行事件【22日】

22日朝、南部シロンスク県カトヴィツェ市のショッピングセンターで、野党「市民連合」(KO)のボリス・ブドカ議員が何者かに突き飛ばされ、携帯電話が破損する事件が発生した。同議員に怪我はなかった。警察は、すぐに犯人を特定し、現行犯で逮捕した。

同議員は、与党「法と正義」(PiS)の党首カチンスキ氏が野党政治家に攻撃的な発言を行っているとした上で、「残念なことに、彼(カチンスキ氏)を支持する人々は彼の言葉を文字どおりに受け取っている。」などと述べ、同氏が暴行事件の責任の一端を負っていると批難した。

国境警備隊に新たな巡視船が配備【23日】

23日、カミンスキ内相は、X(旧ツイッター)において、バルト海を中心に運用する新たな巡視船を配備したことを発表した。同巡視船は、EUの海上領域を越えて行われる違法な活動を取り締まるために運用される可能性があるという。

この巡視船は、国境警備隊の中では最大規模で、バルト海を中心としつつ、必要に応じて地中海でも任務を遂行することが期待されている。また、国境警備の任務に加え、廃棄物や有害化学物質の海上輸送のほか、救助や人道活動にも参加する予定である。

改正反スパイ法の一部が施行【23日】

本年8月17日に可決された改正反スパイ法の一部が9月23日に施行された。施行された規定は、第一に、ICT(情報通信技術)のシステムやネットワークを悪用して何らかの利益に反するか反する可能性がある行為が行われた場合、行為が行われる場所に関係なく、ポーランド国民と外国人に刑法が適用される。第二に、公務に関連する活動で経済的又は個人的な利益を得て有罪判決を受けた警察官は、将来的に年金を受け取る権利が剥奪される。第三に、国家安全保障局長官は、テロ行為やスパイ行為の予防、探知、加害者の訴追等を目的として、3か月以

内の期間で、テロ活動又はスパイ活動への関与が疑われる外国人に対する秘密工作を命令することが可能となる。

クラクフ市における夜間アルコール販売禁止の影響【25日】

25日付けPAP紙によると、南部マウオポルスカ県クラクフ市で夜間のアルコール販売が禁止されてから2か月以上が経過したところ、市当局と警察当局は前向きな結果を観察しているという。

同市議会の決議により、7月1日以降、午前0時から午前5時30分までの間、レストランとバーを除き、店舗におけるアルコールの販売がクラクフ全土で禁止された。警察の統計によると、禁止時間帯において警察が出動する事案が大幅に減少し、前年同月と比較すると、7月は40.77%、8月には63.71%出動件数が減少したという。

スロバキアとの国境における車両検査の導入【25日】

25日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドとスロバキアとの国境において、不法移民の乗車が疑われるバス、ミニバス、バン、乗用車に対する規制を導入するようカミンスキ内務大臣に指示したことを発表した。この措置は、バルカン半島からハンガリーとスロバキア経由してポーランドに入国するいわゆる「バルカンルート」を通過し、最終的にドイツへ向かう不法移民の流れを阻止することを目的としているという。

これを受け、26日、カミンスキ内相は、X(旧ツイッター)において、ポーランドとスロバキアの国境で、当該車両に対する臨時的検査を導入したことを発表した。また、国境警備隊の報道官は、この発表の前から、既にスロバキアとチェコの国境で警備を強化していたことを強調した。

国境警備隊によると、スロバキアとの国境で逮捕される不法移民の数が年初から着実に増加しており、1月は3人、2月は6人、3月は34人、4月は7人、5

月は22人、6月は29人、7月は48人、8月は163人であった。一方、スロバキア当局は、同国への不法移民が大幅に増加してこれまでに2万7000人以上を拘束したと発表しており、この数は昨年同時期の9倍に相当するとされる。

高速道路の死亡事故に関する捜査状況【27日】

27日、ジョブ法相は、9月16日の夜にウッチ県中部の高速道路A1で発生した死亡事故について、

事故を引き起こしたBMWは時速250km以上で走行していたことを明らかにした。BMWに巻き込まれた車両に乗車していた5歳児を含む家族3人が死亡した。

同法相によると、車両速度等を記録する電子メモリがBMWに組み込まれており、同メモリの解析の結果、時速250km以上で走行していたことが判明した。

経 済

経済政策

2021－2027年EU資金の遅延【26日】

グラント・ソントン社の最新レポートによると、8月末現在、2021－2027年のEU資金を対象とした入札は380件、52.8億ユーロに過ぎず、これは16の地域プログラムのレベルで発表されたもので、分配される341億ユーロの総予算のわずか15%に過ぎない。これらの入札の大半はまだ実施されていないため、新たな配分によるEU資金は今のところポーランド経済のために役立っていないのが実情であると発表した。

ビジネスセンタークラブ(BCC)のウカシュ・ベルナトヴィチ副代表は、ポーランドはEUの新予算からいくらかの資金を失う可能性があると言った。一方、与党は基本要件を満たすための措置を取らず、選挙後に司法制度の規則を厳格化するとさえ発表している。エリサ・フェレイラEU結束・改革担当委員は、ポーランドが必要な条件をすべて満たしていることが確認されるまで、ECは2021年から2027年に向け

ての欧州連合(EU)の資金によるプロジェクト実施のための請求書を支払わないことを確認している。

対ウクライナ支援の減少【25日】

ポーランドでウクライナ支援を行っている団体の中には、昨年比で予算が最大90%減少している。ポーランド人道支援活動(PAH)によると、ウクライナおよび在ポーランド・ウクライナ人への支援に関連する目的で、同団体が毎月受け取る支援金の数および金額が大幅に減少しているとしている。

ポーランド国際援助センター(PCPM)は、昨年と比較して資金が72%減少しており、その結果、多くの援助プログラムを制限するか、閉鎖する必要があるという。PCPMは、地方の小規模な援助団体では、こうした減少はさらに深刻で、80%から90%に達するケースもある。

マクロ経済動向・統計

ポーランド対外貿易の増加【26日】

4年前、ポーランドの商品とサービスの海外売上高はGDPの50%強だったが、2023年には60%を超えた。ここ数年は、外国貿易にとって容易な時期ではなかった。パンデミックとロシアのウクライナ攻撃によって、貿易額はマイナスの影響を受けた。地域レベルでは、2020年初頭の英国のEU離脱が輸出入に大きな影響を与えた。さらに、4年足らずのこの期間に、国内輸出額が財・サービスともに50%以上増加した。2023年6月末現在、国内輸出額は過去最高の4,304億ユーロに達している。

国内経済にとっての海外市場の重要性の高まりは、GDPに占める輸出額の割合の増加によって示され

ている。2019年末には53%、記録的な高水準となった2023年第1四半期には63%に達した。

8月の失業率5%を維持【25日】

中央統計局(GUS)は9月25日、8月のポーランドの失業率は前月と同じ5%だったと発表した。ポーランドの登録失業者数は7月が782,400人であったのに対し、8月は782,500人であった。9月7日に発表された家族・社会政策省の推計も同じだった。ユーロスタットの発表によると、7月の失業率は2.8%で、3ヶ月前と変わらず、EUで3番目に低い失業率であった。

エネルギー・環境

ポーランド初の原子力発電所の設計契約に調印【27日】

国営原子力発電会社(PEJ)は水曜日、同国初の

原子力発電所の設計に関する契約をウェスチングハウス・ベクトル・コンソーシアムと締結した。この契約は、モラヴィエツキ首相とブレジンスキー駐ポーラン

ド米国大使が出席したワルシャワでの特別式典で調印された。

ポーランドは、原子力をカーボンフリーのエネルギー源への移行の礎石とすることを決定した。原子力はまた、外国の燃料源への依存を減少させるはずである。

ポーランド北部に建設される3,750メガワット規模の原子力発電所のエンジニアリングサービス契約は、PEJのマテウシュ・ベルガーCEO、ウェスティングハウスのパトリック・フラグマンCEO、ベクテル社のジョン・ハウアニツ氏によって締結された。この契約は18ヶ月の期間をカバーし、その間に400を超える報告書や調査書が作成される。この契約では、サプライチェーンの設計、投資プロセスのサポート、建設許可証の取得に必要な書類の準備も予定されている。ベルガー氏は、この契約は今年の主な目標であり、「計画段階を終え、設計段階に入るところです」と語った。

2021年12月、100%国庫所有のPEJは、ポーランド初の原子力発電所の建設地をポメラニア沿岸部のルビャトヴォ・コバリノに決定した。同発電所はウェスティングハウスのAP1000技術を用いて開発され、3つのブロックで構成される。建設は2026年に開始され、最初のブロックは2033年に発電を開始する予定である。

プロジェクトの概算予算は1,000億PLN(216億ユーロ)を超える。9月22日、環境保護総局は発電所の建設と使用を支持する判決を下した。

ブレジンスキー駐ポーランド大使は、今回の合意について、民生用原子力分野におけるポーランドとアメ

リカの協力の実施における重要な一歩であるとし、商業的な事業であるだけでなく、ポーランドのエネルギー産業にとっても戦略的なものであると付け加えた。

モラヴィエツキ首相はフェイスブックでこの協定を「法と正義(PiS)の名において、私は本日、アメリカのパートナーとポーランド初の原子力発電所の建設に関する契約に署名した。これは歴史的な出来事であり、ポーランドの新しいエネルギー時代の幕開けを意味する。また、ポーランドの安全保障とアメリカとの協力関係を強化するものでもある。」と発表した。

首相はさらに、原子力発電の開発は、ポーランドのエネルギーシステムの安定性を確保するものであり、グリーンエネルギー源をベースとすることで、ポーランドの石油やガスの輸入依存度を下げるものであり、「これは画期的で革命的なことだ。ロシアからの石油とガスは二度と知らない！」と述べた。

Orlen、横河ヨーロッパと契約【22日】

国営石油・ガス会社のOrlenと日本の横河電機の地域統括会社である横河ヨーロッパは、カーボンニュートラルな合成航空燃料の工業規模生産を開始するために提携した。この契約について、Orlenのダニエル・オバイテック最高経営責任者(CEO)は、「横河との提携は、合成燃料の生産を開始するという戦略的目標の達成に向けた大きな節目となる」と述べた。「我々の共同プロジェクトは、合成燃料製造のための包括的な工業規模プロセスの開発に役立つだろう」と付け加えた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

有効期間 10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～ 11月26日（日）】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細：<https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス（news@mail@wr.mofa.go.jp）